㈥　土地改良施設の突発事故被害の復旧とこれに附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更とを一体とした事業であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものに要する事業費	

別表第三の三の項の㈡中「二の項」を「二の項の㈠」に改め、同項の中欄中㈡の次に次のように加える。

㈢　土地改良施設の災害復旧に附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更に要する事業費（二の項の㈡から㈤までに掲げるものを除く。）

㈣　土地改良施設の突発事故被害の復旧とこれに附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更とを一体とした事業に要する事業費（二の項の㈥に掲げるものを除く。）

別表第九の一の項を次のように改める。

一	百分の八十
㈠　干拓（農林水産大臣が当該干拓により造成されるべき干拓地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに限る。）に要する事業費（二の項に掲げるものを除く。）	
㈡　法第八十七条の二第一項第三号に掲げる事業に要する事業費	

別表第九の二の項を次のように改める。

二	百分の八十
㈠　土地改良施設の突発事故被害の復旧に要する事業費	
㈡　土地改良施設の災害復旧に附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更に要する事業費	
㈢　土地改良施設の突発事故被害の復旧とこれに附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更とを一体とした事業に要する事業費	

別表第十二の二の一の項中「変更」の下に「又は代替農業用用排水施設の新設」を加え、同表の二の項を次のように改める。

二	三分の二
㈠　法第八十七条の二第一項第三号に掲げる事業に要する事業費	
㈡　農業用用排水施設の変更又は代替農業用用排水施設の新設に要する事業費（一の項に掲げるものを除く。）	

別表第十二の三の二の項を次のように改める。

二	百分の七十
土地改良施設の災害復旧に附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	

別表第十二の三の項を同表の四の項とし、同表の二の項の次に次のように加える。

三	三分の二
㈠　土地改良施設の突発事故被害の復旧に要する事業費	
㈡　土地改良施設の災害復旧に附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更に要する事業費（二の項に掲げるものを除く。）	
㈢　土地改良施設の突発事故被害の復旧とこれに附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更とを一体とした事業に要する事業費	

別表第十五の二の一の項から三の項までの規定中「変更」の下に「又は代替農業用用排水施設の新設」を加え、同表の四の項を次のように改める。

四	百分の五十
㈠　法第八十七条の二第一項第三号に掲げる事業に要する事業費	
㈡　農業用用排水施設の変更又は代替農業用用排水施設の新設に要する事業費（一の項から三の項までに掲げるものを除く。）	

別表第十五の三の二の項及び三の項を次のように改める。

二	百分の六十
㈠　土地改良施設の突発事故被害の復旧であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものに要する事業費	
㈡　土地改良施設の災害復旧に附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更に要する事業費（三の項の㈡に掲げるものを除く。）	
㈢　土地改良施設の突発事故被害の復旧とこれに附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更とを一体とした事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	
三	百分の五十二
㈠　土地改良施設の突発事故被害の復旧に要する事業費（二の項の㈠に掲げるものを除く。）	
㈡　土地改良施設の災害復旧に附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更であつて、農用地の土壌の侵食を防止するために行うものに要する事業費	
㈢　土地改良施設の突発事故被害の復旧とこれに附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更とを一体とした事業に要する事業費（二の項の㈢に掲げるものを除く。）	

（農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正）

第二条　農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号ロ中「第八十七条の三第一項」の下に「（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

（農業経営基盤強化促進法施行令の一部改正）

第三条　農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第八十七条の三第一項」の下に「（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）」を、「都道府県」の下に「又は市町村」を加える。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第四条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項の㈠中「又は同法」を「、同法第八十七条の二第一項の規定により行う同項第三号に掲げる土地改良事業、同法第八十七条の四第一項の規定により行う同項に規定する土地改良事業（農業用用排水施設が老朽化したこと又は地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがあるために行うものに限る。）又は同法」に、「土地改良施設の」を「同項各号に掲げる土地改良事業（同法第二条第二項第五号に規定する」に改め、「復旧」の下に「に係るものに限る。）」を加える。